京都地裁
大飯原発差止訴訟
第10回
原告団総会

◆電気は足りているのに、危険な
原発がほんとうに必要でしょうか。
◆核のゴミは、捨て場がありません。
◆いったん大事故がおこれば、
故郷と生活を永遠に失います。
福島第一原発事故で明らかです。

どなたでも参加できます！ 入場無料。

# 原発の再稼働を許さず
# すべての原発を廃炉に！

日時：2022年６月４日（土）13：30～16：30

場所：ハートピア京都 ＆ Zoom配信

## プログラム

・13：00　開　場
・13：30　開　会
・13：30 ～ 13：40　原告団世話人会からの挨拶　▶**赤松 純平** 世話人
・13：40 ～ 13：50　弁護団からの挨拶　▶**中島 晃** 弁護団長代行
・13：50 ～ 14：50　記念講演「もっと強い揺れが大飯原発を襲う」
▶**島崎 邦彦** 先生
・14：50 ～ 15：05　休憩
・15：05 ～ 15：35　弁護団事務局から報告。裁判の経緯と今後の見通し
▶**渡辺 輝人** 弁護団事務局長
・15：35 ～ 16：00　原告団事務局から報告、お知らせ、カンパのお願いなど
▶**吉田 明生** 原告団事務局長
・16：00 ～ 16：30　会場からの意見、アピールなど
世話人会からの報告の確認
・16：30　閉　会

（島崎邦彦先生のご講演につきましては撮影、録画をご遠慮ください）
（講演後の質問などの予定はありませんので、ご了承ください）

## 【１】大飯原発差止訴訟［京都地裁］の三つの争点

### ［1］若狭湾には、将来もM7クラスの地震、基準地震動をこえる地震は来ないのでしょうか。

●ニッポンは地震国です。陸域ではどこでも M7 クラスの地殻内断層地震に見舞われることを覚悟しなければなりません。若狭湾でも近い将来に M7 クラスの地震が起きる可能性が十分考えられます。しかし現状では地震の直前予知はできません。若狭湾で M7 クラスの地震が起こった場合、大飯原発の揺れの強さが現行の基準地震動以内に収まる保証はありません。

●京都には福島から避難してきた人たちもたくさん住んでいます。その人たちに、若狭湾の原発群の事故で二度目の放射能汚染をさせるわけにはいきません、また、自分の子供や孫の世代に原発事故の放射能汚染の心配をさせることは決して許せません。

●危険な原発は、今すぐにすべて廃炉にしましょう。

（原告団長：竹本修三）

---

### ［2］大飯原発の原子炉が置かれている地盤は、本当に堅固で硬く、地震に対して安全な岩盤なのでしょうか。

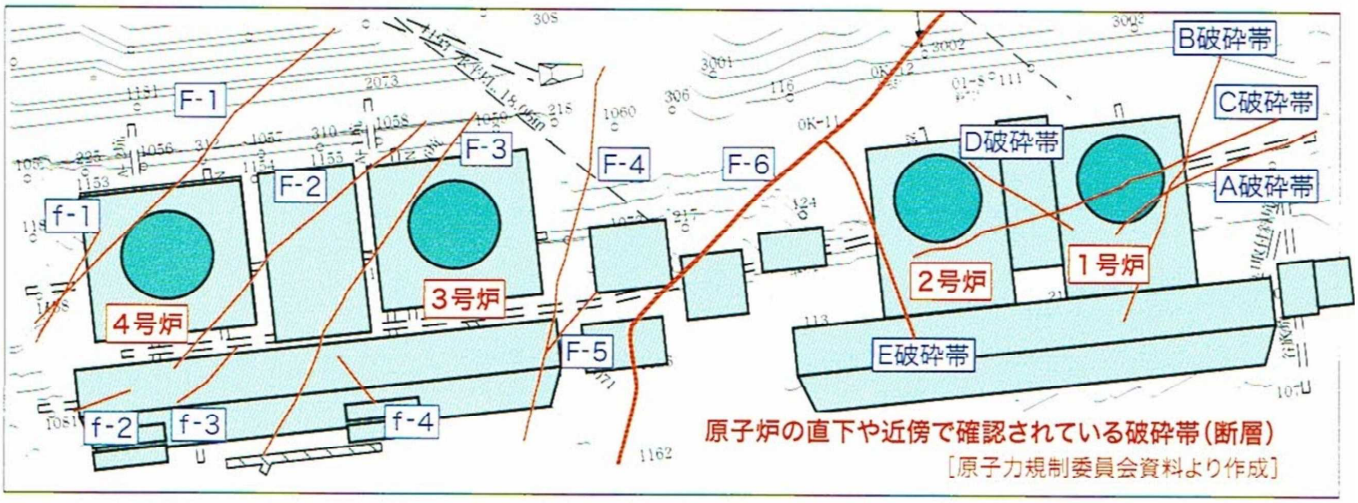


（大飯原発 1 号炉、2 号炉は廃炉）

●大飯原発の敷地には 15 本の断層破砕帯があります(前ページ赤線青字)。関電が行った地質調査や地盤調査の元資料を詳しく調べたところ、断層に沿って深部にまで地層が乱れ岩盤が脆弱であることが明らかになりました。このような地盤は地震時に異常震動を引き起こします。

●関電は規制委員会の審査会合において、調査結果の生データを判りやすい正確な形で提示することなく、堅固な岩盤であると誘導する曖昧な表現によって地盤の脆弱性を隠蔽し、自分勝手な都合のよい地盤構造モデルを捏造して審査をすり抜けました。

●捏造された地盤構造モデルでは基準地震動は過小に評価されます、大飯原発は地震に対して安全であるとは決して言えません。

（原告団世話人：赤松純平）

---

### [3] 大飯原発で事故が起こったとき、はたして避難できるのでしょうか。

●原発がいかに危険か、避難がいかに困難か、これまで、**竹本修三**原告団長をはじめ、多くの原告が陳述してきました。

●これまで意見陳述をされた原告。（敬称略）

・聖護院門跡・門主の**宮城泰年**、滋賀大学元学長（環境経済学）の**宮本憲一**、京都府立大学元学長（都市計画）の**広原盛明**の各氏。

・福島県やその近隣から避難してきた**福島敦子**、**萩原ゆきみ**、**菅野千景**、**宇野朗子**、**太田歩美**の皆さま。

・京都府北部の**三澤正之**、**阪本みさ子**、**齋藤信吾**、**栢下壽**、**吉田真理子**、**小西洋一**、**西川政治**、**石井琢悟**、**近江裕之**、**今井崇**、**吉田邦子**、**迫田薫**、**山本賢二**、**濱中博**の皆さま。

・京都市の**林森一**、**池田豊**、**松本美津男**、**西郷南海子**、**市川章人**、**藤井悦子**、**吉永剛志**の皆さま。

・兵庫県南部地震との関係で兵庫県の**高瀬光代**、コロナ禍での避難について**井上ひろみ**（七野会）の皆さま。

## 【 2 】原告団・世話人会からの報告

### [1] 京都地裁における大飯原発差止訴訟 …これまでの経過

(1) 京都地裁における大飯原発差止訴訟は、すべての原発を止めるための第一歩です！

(2) 福島第一原発の過酷事故（2011 年 3 月 11 日～）のあと、国内の稼動原発はゼロの状態になっていました。ところが、福井県にある関西電力・大飯原発（3・4 号機）は、当時の民主党政権のもと 2012 年 7 月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は、大飯原発の運転差止と損害賠償を求め、2012 年 11 月 29 日、京都地裁に 1,107 名の原告で運転差止の裁判を起こしました。

・福島第一原発の事故後、現在までに 21 基の原発が廃炉になり、大飯原発 1、2 号機も廃炉になりました（2017 年 12 月）が、これは私たちの大きな勝利です。安全対策費の高騰により採算が合わなくなったことを理由としていますが、裁判での闘い、廃炉を求める市民運動の大きな成果です。

## [2] 2021年12月に第七次追加提訴、154名

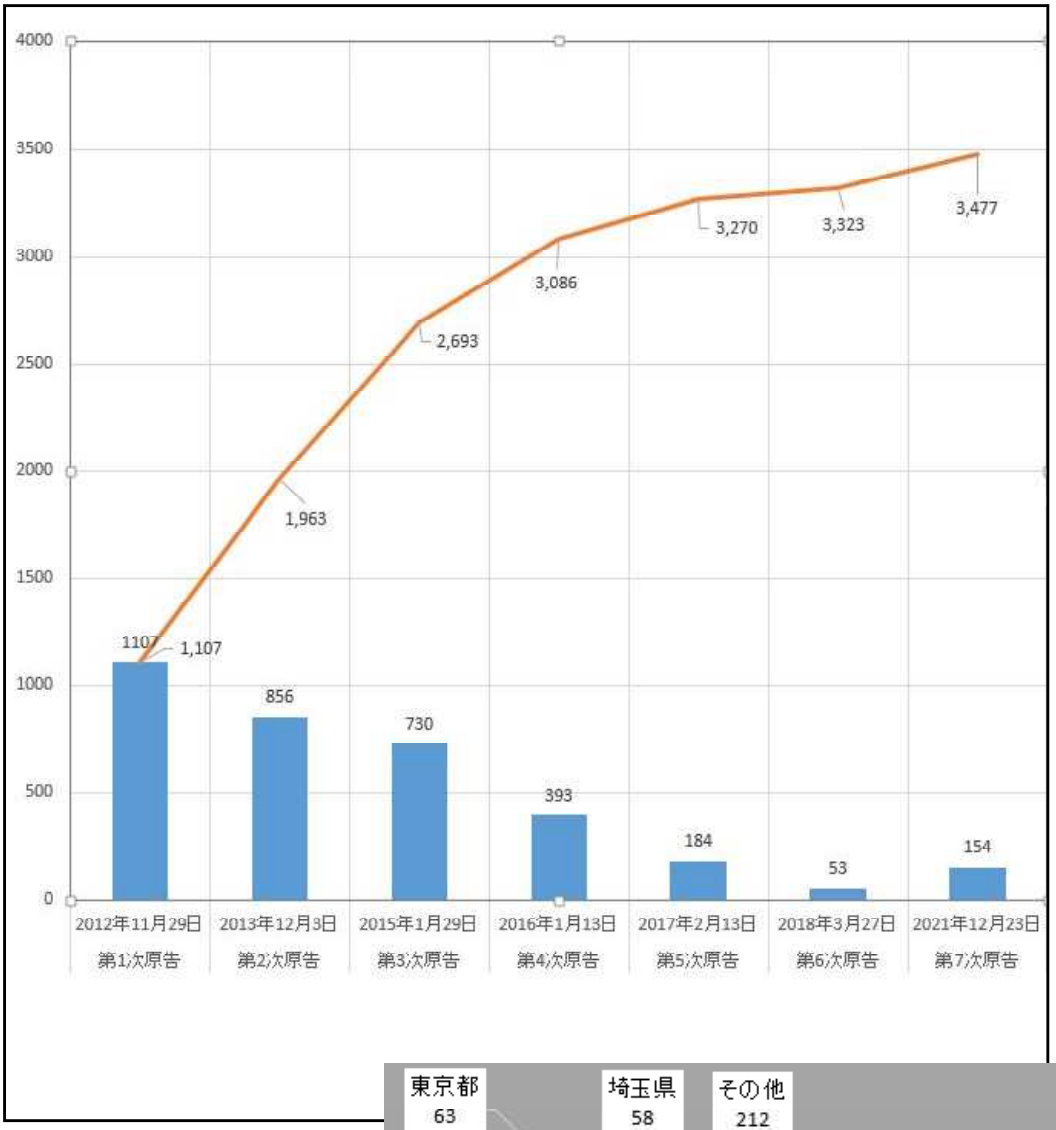


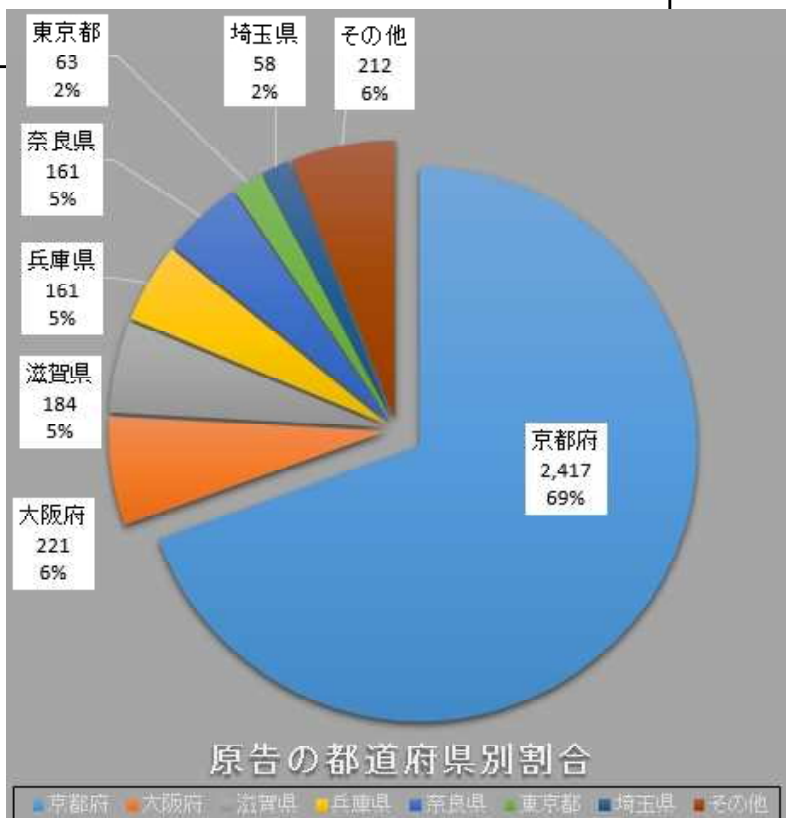


◆原告総数は 3477 名になりました。その 69 %は、京都府にお住まいの方となっています。

◆ただし、全国 42 都道府県に散らばり、原告のいない空白県は、岩手県、秋田県、栃木県、愛媛県、大分県の 5 県だけです。

◆右のグラフの「その他」212 人が 35 道県に散らばっています…グラフからは読み取れませんが（^ ^;;

◆なお、154 名の原告追加で、裁判所に納めた印紙代は 815,000 円でした。新原告のお一人 5,000 円の訴訟参加費の合計は 770,000 円でしたので、差額は弁護団財政（おもに皆さまのカンパ）でまかないました。

## [3] 弁護団と原告団の体制

(1) 現在の弁護団、原告団の役員体制は以下の通りです。

・弁護団：団長……出口 治男 弁護士
　　団長代行……中島 晃 弁護士
　　事務局長……渡辺 輝人 弁護士
・原告団：団長……
　　事務局長……吉田 明生
　　事務局次長…

(2) 弁護団の全メンバーは、原告団 Web サイトに掲載しています。
→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=182

**(3) 原告団・世話人会は、毎月1回**

・4/19 に第 109 回、5/14 に第 110 回の世話人会を開いています。最近は、Zoom 併用です。
・弁護団からは 6 名が参加しています。
・以下、現在の世話人会の構成です。

【原告団 世話人】
浅井 寿子（中京区）、赤松 純平（神戸市）
市川 章人（伏見区）、榎田 基明（上京区）
岡本 瑞子（大津市）、奥森 祥陽（宇治市）
小野 英喜（左京区）、木原 和子（左京区）
小針 修子（北区）、　斎藤 信吾（綾部市）
阪本 みさ子（舞鶴市）、佐々木 完之（左京区）
高階 喜代恵（伏見区）、舘 明子（京田辺市）
西川 生子（京田辺市）、西川 隆善（奈良市）
服部 庸（伏見区）、　福島 敦子（木津川市）
向平 恵子（茨木市）、 森本 亮太郎（左京区）
山田 耕作（宇治市）、 山田 勝暉（左京区）
吉田 明生（伏見区）、 吉田 和義（左京区）
…以上、24 名。世話人は随時募集。傍聴希望も受け付け。なお、世話人会出席に往復旅費が 1 回 3000 円以上かかる場合は、申請により支給。

【弁護団】
井関 佳法（京都南）、尾崎 彰俊（京都第一）
出口 治男（ 〃 ）、　中島 晃（市民共同）
福山 和人（京都）、　渡辺 輝人（京都第一）

---

## [4] この一年で、４回の口頭弁論

**(1) この一年の口頭弁論の概要**

・大飯原発の危険性については、弁護団の主張はほぼ終わりつつあります。
・原告の意見陳述としては、大飯原発に近い京都府北部の原告を中心に、避難の困難性について述べてもらっています。最近は、国と関電は、3/1 の第 32 回口頭弁論で「コロナ下でも避難は大丈夫、何の問題もありません」という趣旨を主張しています。曰く「新型コロナウイルス感染症流行下では原子力発電所の事故時の避難が困難であるとの原告らの主張は失当である」というものです。そこで今後は、介護関係、医療関係の原告から意見陳述としてリアルな指摘をしていきます。

**(2) この一年の口頭弁論の内容**

・**第30回口頭弁論**（2021 年 9 月 9 日）
…原告の意見陳述は、吉永剛志さん（京都市、「使い捨て時代を考える会」）。弁護団からは、舞鶴市の避難計画、国家賠償法上の違法論の主張がありました。
・**第31回口頭弁論**（2021 年 12 月 16 日）
…原告の意見陳述は、迫田薫さん（舞鶴市、「エコネットまいづる」）。弁護団からは、火山や地盤問題について、関電の主張へ反論しました。
・**第32回口頭弁論**（2022 年 3 月 1 日）
…原告の意見陳述は、山本賢二さん（福知山再生可能エネルギー市民究会）。弁護団からは、地盤の安定性について、関電の主張の誤りを指摘。
・**第33回口頭弁論**（2022 年 6 月 3 日）
…原告の意見陳述は、介護、医療関係の原告からの避難の困難性について。1980 年代から京都市北区で原谷（はらだに）こぶしの里など老人福祉施設を運営する社会福祉法人 七野（ななの）会の代表、**井上ひろみ**さんが、コロナ禍のもと高齢者施設における原発事故避難がどんなに厳しい状況になるかを陳述。

**(3) 今後の予定**

・9/ 6（火）14：30 ～、第 34 回口頭弁論…模擬法廷＆報告集会の会場は、鴨沂会館
・12/6（火）14：30 ～、第 35 回口頭弁論…模擬法廷＆報告集会の会場は、弁護士会館

## [5] 原告団Webサイトに「市民運動の紹介」コーナーを設置

→（1）市民の脱原発運動［おもに京都］
→（2）原発裁判の日程［おもに関西］
→（3）「京都原発裁判支援ネット」より
（原発賠償京都訴訟団＋京都脱原発原告団）
→（4）「原発の電気はいらない署名＠関西」より
→（5）「使い捨て時代を考える会」より
（脱原発委員会の活動、関電との定期的な話し合いの内容など）
→（6）「若狭の原発を考える会」より
（「老朽原発うごかすな！実行委員会」ふくむ）
→（7）関西電力 闇歴史
（「原発の電気はいらない署名＠関西」と「老朽原発うごかすな！実行委員会」）。最新、No.59
→（8）『はとぽっぽ通信』より
（若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する～河内（こうち）川ダム編）

(7) 関西電力 闇歴史

（老朽原発うごかすな！実行委員会、原発の電気はいらない署名＠関西）

↓最新

◆062◆【4/22 新規】関電の不適切取引 3 件を、コンプライアンス委員会が指摘、
3 件のうち、2 件はすでに昨年に報道
報道に対し関電は素知らぬ顔をしていたが…

◆061◆【4/12 新規】関電、やっぱり「お殿様目線」で消費者無視
いつまでも身につかないユーザー目線

◆060◆【4/4 新規】入社式で、新入社員代表が
「関西電力の当たり前が世の中の当たり前と乖離していないか」と発言
ネットでは、やらせ、茶番を指摘するコメントが大半

◆059◆ 関電の原発でコロナ・クラスター発生か？
新聞報道によれば、関電は 1 月に 300 人を、2 月に 120 人を自宅待機に！
関電のプレスリリースは、2021 年 9 月以来コロナ感染者について沈黙！

◆058◆ 高浜 2 号機の安全対策工事が
2022/1/31 にようやく完了～高浜再稼働策動のデタラメ、その 1 ～その 3

◆057◆【4/22 追加】原発廃材でつくったベンチが関電の原子力事業本部（美浜町）ホールに。
そんなに安全なら、関電本店役員室の椅子や机に使えばどうか

◆056◆ 使用済み巨大蒸気発生器（1 基約 300 トン）、どうやって処理するのか？
福井県内には既に計 33 基も積み上がっているが、国内に処理可能な施設はない！

◆055◆ ガスの小売り自由化に新規参入した関電ガス
トラブルを抱えつつ、大阪ガスとしのぎを削る

◆054◆ 関電から高浜町へ、45 億円とか莫大な寄付金
不明朗な寄付金の原資は消費者の電気代

◆053◆ “裏工作の仲介役”を担った森山栄治元助役が
関電の弱みを握った発端の一つがフナクイムシ問題

◆052◆ 関電から高浜町に多額の原発建設協力金
両者の覚書、総額、使途、すべて不明
森山栄治助役が暗躍か（1976 年～）

◆051◆ 高浜町「ふれあいの浜辺事業」脇坂公園の造成でカラ工事の疑惑
森山元助役曰く「ちゃちな計画」が、公金詐取の大謀略に変身（1997 年～）

◆050◆ 原発はテポドン着弾でも大丈夫
～北新地（きたしんち）の「トヨちゃん」デタラメ強弁（2011 年 6 月）

◆049◆『発送電分離なら「原発持てない」』
～八木電事連会長、電力システム改革を牽制（2013 年 2 月）

◆048◆「原発の電気はいらない署名＠関西」で関電本店に署名を提出
本店で対応と言いながら、京都支社の担当者が大阪に出張してくる茶番劇
「コミュニケーション」をとる気もないのに、「コミュニケーション」を名のるな！

◆047◆ 関電の老朽原発、高浜原発 1、2 号機運転延長担当の課長が自殺
～過密な規制委審査に、負担が集中（2016 年 4 月）

⋮

◆044◆ 関電の顧客軽視、ユーザー目線の欠落は生来の体質
～ 2015 年 4 月、経産省、電気料金値上げ審査会合にて
～「関電には事業者としての誠意が感じられない」

◆043◆ 芦生の美しい自然と、対極の関電
～関電のダム計画、金銭で人の心を奪い取る～

◆042◆『はとぽっぽ通信』の追及
～河内川（こうちがわ）ダム建設工事の不正支出金疑惑～
～闇に消えたダム補償金（福井県の公金）は、関電に流れたのではないか～
→連載記事はこちら（ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=6211 ）

## [6] 財政について

### (1) 財政の基本

・弁護団と原告団の活動は、皆さまのカンパでまかなっています。
・財政は、弁護団と原告団の区別なく一つです。
・弁護団、原告団の活動は基本的に報酬のないボランティアですが、実費などは皆さまのカンパでまかなわれています。

### (2) 会計の報告

（詳細をご希望の方は、原告団事務局に請求してください。）

## 【 3 】第10回 原告団総会のスローガン（案）［提 案］

### 大飯原発差止訴訟［京都地裁］第10回 原告団総会にあたり
### 参加者一同で確認しましょう！

～原発事故で故郷を失うような事態、子どもたちを放射能にさらすような事態を二度と招かないために～
～若狭、琵琶湖、関西～中部地方を、第二のフクシマにさせないために～

（１）原子力発電は、自然災害、戦争、取り扱いミスなどにより深刻な被曝と環境破壊をもたらす可能性が高く、核兵器と同様に廃棄すべし。すべての原発の廃炉を求め、再稼働や新設に反対しよう。
（２）とりわけ高浜原発 1・2 号機、美浜原発 3 号機など、40 年超え老朽原発の再稼働に反対しよう。
（３）原子力をベースロード電源とするエネルギー基本計画を改めさせ、節電と省エネ、小規模分散、地産地消、自産自消を基本とする再生可能な自然エネルギーの振興を求めよう。
（４）核武装の潜在能力に通じ、その上、将来展望のない核燃料サイクル、MOX 燃料の使用は、即刻止めさせよう。六ヶ所村の再処理施設はすべて廃棄させよう。
（５）原発事故に備える避難計画にとどまらず、全原発廃炉による原子力防災を前進させよう。
（６）地球環境の汚染、核兵器拡散につながる原発の輸出を止めさせよう。

（７）福島第一原発事故の原因究明を求めよう。
（８）福島第一原発事故について、国と東京電力、原子力ムラの事故責任を明確にさせよう。
（９）福島第一原発事故で被災、避難したすべての人に対する相当な補償を実現させよう。避難者に対する住宅提供などの支援打ち切り、汚染地域への帰還強要を撤回させよう。
(10) 福島第一原発事故について、賠償を求めている全国の裁判を支援しよう。
(11) 福島第一原発事故の被曝により、福島などで多発している甲状腺がんなどについて、実態解明と対策を求めよう。「３１１子ども甲状腺裁判」を支援しよう。
(12) 学校教育や原発事故被災地における放射能の影響の過小評価、放射線安全宣伝、風評被害攻撃をうち破ろう。
(13) 福島第一原発事故にともなうトリチウムほかの汚染水の海洋投棄を止めさせよう。
(14) 放射性物質で汚染された除染土などを、全国に拡散させる「再利用」を止めさせよう。

(15) 脱原発に道を開き、立憲主義、民主主義、平和主義を守る政権を実現しよう。
(16) あらゆる選挙において、原発推進勢力を排し、脱原発勢力を大きくしよう。
(17) 廃案となった「原発ゼロ・自然エネルギー基本法」にかわる原発ゼロ法を求めよう。
(18) 原子力「推進」委員会と化している「規制」委員会の改廃を求めよう。
(19) 福島第一原発事故に責任を負うべき裁判所が、今また原発推進に加担している責任を追及しよう。
(20) 関西電力には、市民の声を聞くこと、原発から脱却した経営政策を強く要求しよう。
(21) ますます原発依存を深めている関西電力の電気を解約し、再生可能エネルギーを中心とした新電力への切り替えを促進しよう。
(22) 関西電力幹部による原発マネー不正還流、不当な還付金支払を許さず、刑事責任を追及しよう。

(23)「市民参加の訴訟」をふまえ、脱原発をめざす市民運動との共闘をすすめよう。
(24) 原発の運転差止を求めるすべての裁判と連帯しよう。
(25) 京都地裁における大飯原発差止訴訟に勝利しよう。

以上、世話人会からの提案です。

## 【４】「311子ども甲状腺がん裁判」を全国で支援し、勝利しよう
## 特別決議文（案）［提 案］

2022年6月4日

2022 年 1 月 27 日、福島原発事故当時、福島県内に居住し、その後小児甲状腺がんを発症した 17 歳から 27 歳（事故当時 6 歳～ 16 歳）の 6 人の若者が、自分達が小児甲状腺がんを発症したのは福島原発事故による被曝が原因であるとして東京電力に損害賠償を求めて東京地裁に訴えた。最近、「過剰診断論」が流布され、県民健康調査の縮小が議論されるという風潮の中で、甲状腺がん患者自身が裁判に立ちあがった意義は極めて大きい。

6 人は全員が甲状腺片葉摘出手術を受け、4 人は再発して全摘出となり、放射性物質を服用する RAI 治療を受け、あるいは受けようとしている。うち 1 人は、再発を繰り返し、4 回も手術した。原告の一人は、質問もしないのに医者から「君のがんは被曝が原因ではないからね」と言われたとのこと。それほど、政府・福島県・福島県立医大の圧力が滲透しているわけで、患者らは自分が甲状腺がんであることすら周囲に隠して生活せざるを得なかったと思われる。

【RAI 治療とは】　その目的により二つに分けられる。一つは全摘後に残った甲状腺組織を破壊し、再発を予防するために行うもの。二つ目は、転移した甲状腺がんを攻撃するために行う大量内用療法。この場合は、放射線を放出するヨウ素（放射性ヨウ素）が入ったカプセル剤を服用し、転移した甲状腺がんに放射性ヨウ素を取り込ませ、がんを攻撃する治療法。医療関係者など周囲の人々の被曝を避けるため特別な病室（アイソトープ病室）にて厳密な管理が必要とされる。

通常、年間 100 万人あたり、1 ～ 2 名の発症率の小児甲状腺がんが、原発事故後の福島で、わかっているだけで 293 人（福島県県民健康調査で 266 人、それ以外で 27 人）もの子どもに発見され、県民健康調査で発見された 266 名のうち、すでに 222 人が摘出手術を受けている。

18 歳以下の人数 38 万人を 11 年観察したとして年間 100 万人当たり約 70 人の発症率である。福島県の健康調査検討委員会も認める異常な多発である。事故後から急増したのであるから、原発事故が原因であることは明らかである。さらに小児甲状腺がんの発症率は甲状腺被曝線量に比例することが示されている。この事実は小児甲状腺がんが被曝によって発症したことを証明している。

にもかかわらず日本政府、東京電力は一切被災者の被曝被害を認めず、人的被害を見捨ててきた。昨年 7 月広島高裁は「黒い雨」裁判において内部被曝の被害の可能性を認め、被曝の可能性のある人全てに被爆者健康手帳の配布を命じた。福島の被曝被害者にも内部被曝の危険性と被害が認められなければならない。過小に評価された日本政府発表でも広島原発 168 発分に相当する死の灰が放出された福島原発事故の被曝被害がないはずがない。今回の福島原発による被曝被害を告発する必死の訴えをみんなで支え、拡大し、被曝被害の切り捨てを糾弾し、被災者の生命・健康、生活の保証など人権を擁護・確立しよう。

原発はこのように戦時中のような人権無視と一体になって推進されてきた。わたし達は世界の全ての人の命と健康を守り、人を殺すこと、全てに反対する。「だれのこどもも殺させない」観点からすべての戦争に反対する。即時戦闘を停止し話し合いによる解決を求める。今回のロシアとウクライナの戦争は原発を危険にさらし、世界中に被曝と環境破壊の恐怖を与えた。ひとたび戦争となれば、原発が核戦争に匹敵する軍事標的となることが現実に示された。人類と地球の明日を奪うような原子力発電は、核兵器と同様に廃棄されるべきものである。

日本よりは原発被災者の支援と救済に暖かい手が差し伸べられてきたチェルノブイリで、被災者とその支援の手がズタズタに壊されたことに深い悲しみと怒りを覚える。

私たちは本日の総会において福島原発被災者の支援によりいっそう努力することを誓う。

**大飯原発差止訴訟［京都地裁］**
**第10回原告団総会**

## 【５】福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理に関する京都弁護士会の意見書［紹 介］

２０２２年（令和４年）３月２９日

内閣総理大臣　岸　田　文　雄　殿
経済産業大臣　萩生田　光　一　殿
環境大臣　　山　口　　壮　殿
衆議院議長　　細　田　博　之　殿
参議院議長　　山　東　昭　子　殿
東京電力ホールディングス株式会社　代表執行役社長　小早川　智　明　殿

京都弁護士会
会長　大　脇　美　保

### 福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理に関する意見書

**第１　意見の趣旨**

国及び東京電力は、福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理に関し、海洋放出計画を撤回し、海洋放出以外の方法を真摯に検討するなど、上記計画の根本的な見直しを行うべきである。

**第２　意見の理由**

**１　汚染水問題の経過**

（１）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）では、現在もメルトダウンにより溶け落ちた核燃料デブリを原子炉建屋内で冷却水により冷却し続けている。また同時に福島第一原発の山側から原子炉建屋内に流入した地下水や雨水が、冷却水と混同することにより、これまで大量の汚染水が発生している。この汚染水は、多核種除去設備（ＡＬＰＳ＝アルプス）でトリチウム以外の放射性物質を取り除く処理を行い、トリチウムなどを含む水が敷地内のタンクに貯蔵されてきた。

しかし、トリチウム以外の放射性物質を完全に除去することはできておらず、タンク内の水の約７割にはトリチウム以外にも本来はＡＬＰＳが除去の対象としていた放射性物質が残存しており、その濃度が全体として排出の際の規制基準を超えていることが明らかになっている。

なお、国は、２０２１年（令和３年）４月１３日に汚染水に関する呼称を見直し、それまではＡＬＰＳ等の浄化装置によってトリチウム以外の放射性物質を取り除く処理を行った汚染水を「ＡＬＰＳ処理水」と呼んでいたが、そのうち、トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水のみを「ＡＬＰＳ処理水」と呼称することとした。ＡＬＰＳで処理したものの規制基準を満たしていない水については、国は呼称を定めていないが、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は「処理途上水」と表記している（２０２１年（令和３年）４月２７日見直し）。本意見書では、国及び東京電力の呼称を前提とし、また、「ＡＬＰＳ処理水」と「処理途上水」を合わせて「処理水」、ＡＬＰＳ処理以前の汚染水と「処理水」を合わせて「汚染水等」とよぶことにする。

（２）これまで、政府と東京電力は、汚染水対策について、「汚染水の海への安易な放出は行わないものとする」「海洋への放出は、関係者の了解なくしては行わないものとする」として、海洋放出は行わないとの方針をとってきた。

ところが、２０２０年（令和２年）２月、突如として政府の有識者会議「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「小委」という。）において、ＡＬＰＳ処理水を薄めて海洋へ放出するのが最も現実的という報告書が公表された。

政府は２０２２年（令和４年）には汚染水等のタンク保管容量が限界に達するとして、２０２１年(令和３年）４月１３日汚染水等の海洋放出処分の方針を閣議決定し、２０２３年（令和５年）頃を目途に放出を開始し、３０～４０年かけて海洋に放出していくことが計画されている。

**２　汚染水等の問題点**

**（１）汚染水等の量と今後の増加量**

汚染水等の貯蔵量は、東京電力によれば、約１２９万㎥がタンクに貯蔵されている（２０２２年（令和４年）３月１０日現在）。なお、敷地内に設置されたタンクは１０６１基であり、容量は約１３７万㎥とされている。現在タンクに貯蔵されている処理

水のうち、ＡＬＰＳ処理水は約３２％であり、処理途上水は約６８％とされている。

他方、汚染水等は、日々発生しており、１日あたり１３０～１７０㎥程度もの量が増加していると推定される。

**（２）ＡＬＰＳ処理水の安全性への疑問**

政府の方針では､トリチウム以外の放射性物質が、安全に関する国の規制基準を満たすまで、ＡＬＰＳ等で浄化処理し、取水した海水と混合し、希釈した上で海洋放出するとしている。放出量については、当面は、事故前の福島第一原発の放出管理目標値である年間２２兆ベクレルの範囲内で行い、廃炉の進捗等に応じて適宜見直すとされている。

しかし、トリチウムについては、健康への影響の有無について評価が分かれており、健康に影響があるとの見解も存在し、有機化合物を構成する水素と置き換わったものが細胞に取り込まれた場合、食物連鎖の中で濃縮が生じ得ること、また、トリチウムがＤＮＡを構成する水素と置き換わった場合には、トリチウムが崩壊するときに放つ放射線によりＤＮＡ等が破損する可能性があることなどが指摘されている。

（３）また、トリチウム以外の放射性物質についても、ＡＬＰＳで除去できるのは６２核種のみであり、汚染水に含まれるすべての放射性物質を取り除けるわけではなく、除去可能な６２核種についても完全に除去できるものでもない。このため希釈したとしても、環境中で生体濃縮等による悪影響がないとはいえない。

通常の原発から海洋放出されているトリチウムを含む水は、福島第一原発とは異なり、炉心に触れた水ではなく、通常、トリチウム以外の放射性物質は含まれていない。しかも、今回海洋放出されようとしている処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質の総量は公表されておらず、その安全性には大きな疑問がある。

このように海洋放出の前提となる処理水については、健康や生物に影響を及ぼす可能性を否定できないことからいえば、このまま放出することは到底許されるべきものではない。

**３　海洋放出の必要性に疑問があること**

**（１）海洋放出の見通しの懸念**

国・東京電力が採ろうとしている、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の方針は、汚染水等の地上での保管容量が限界にあること等を理由としたものである。

だが、上記理由には合理性が乏しいと言わなければならない。今回の海洋放出の背景には、国・東京電力が、事故を起こした福島第一原発の燃料デブリの取り出しを行った上で、２０１１年（平成２３年）から３０～４０年後には廃止措置を終了するという廃炉方針があると言われている。

しかし、燃料デブリの取り出しについては、高線量の環境での作業が必要になり、ロボットによる遠隔操作の技術についても確立できておらず、当初のスケジュール通りに実行できるのか疑問とされている。

このように廃炉の見通しが実際には立っていない状況のもとで、一旦、汚染水等の放出を開始するとその終期がいつ到来するか、その時期も不明であると言わざるをえず、汚染水等が永続的に発生することも考えられる状況のもとで海洋放出しかないと判断することは、明らかに合理性を欠くと言わなければならない。

しかも、保管する場所がないという国の判断も、汚染水等を保管する敷地の確保に向けた努力を尽くしているとはいえず、この点からいっても明らかに合理性を欠いている。

**（２）対案の検討不足**

**ア　汚染水等減少対策の再検討**

海洋放出を議論する前に、まず必要なのは、汚染水等を減少させることであるが、そのために、東京電力が設置した凍土壁は、当初の計画では原子炉建屋内の高濃度汚染水を汲み上げ、原子炉内部をドライアップし、７年内に建屋内部を止水処理し、これを解凍するというものであり、当初、４９０㎥／日であった汚染水発生量について、凍土壁により大部分を止め、そのほかの方策（地下水バイパスやサブドレイン）によりゼロにする（つまり止水を達成する）目論みであった。しかし、実態は、凍土壁の効果は限定的であり、地下水バイパスやサブドレイン等の追加的な対策によって、１３０～１７０㎥／日に減らせているに過ぎない。また、凍土壁は、もともと長期運用の実績がなく、いずれ他の方式に置き換えるべきとされていた。

以上からすると、現状の凍土壁による汚染水等減少対策はきわめて不十分であり、より恒久的な遮水壁の構築が必要である。しかし、現状、国や東京電力は、凍土壁の運用の延長以上の計画を立てていない。

**イ　その他の代替案**

また、技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」は「大型タンク貯留案」、「モルタル固化処分案」を提案し、経済産業省に提出した。これらの提案は十分現実的な内容であり、実績があるにもかかわらず、まったく検討されなかった。

小委の上記報告書には、東京電力が大型タンク保管案を否定する見解のみが記載されたにとどまり、

またその検討の過程で、一度たりとも、提案を行った原子力市民委員会に対するヒアリングや議論等は実施されなかった。

## ４　合意形成手続の欠如

### （１）はじめに

本件計画には合意形成手続が完全に欠如しているという問題がある。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出については、地元の漁業者は、福島第一原発事故の直後から強く抗議してきた。このような中で、東京電力は２０１５年（平成２７年）８月、福島県漁連の「建屋内の水は多核種除去設備で処理した後も、発電所のタンクにて責任をもって厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対行わないこと」との漁業者等の要求に対して「検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしております。こうしたプロセスや関係者の理解なしには､いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留します｡」と述べた。

また、国（経産省）も同年福島県漁連に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない｣と約束し、全国漁業協同組合連合会にも同様の約束をしていた。

それにもかかわらず、２０２１年（令和３年）４月７日、全漁連会長が菅首相と面会し、改めて海洋放出反対を表明した直後の４月１３日に上述したとおり､ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の方針を決定した。これは明らかにこれまでの漁業関係者との約束を反古にするものであって、背信行為であるとの批判をまぬがれないものである。

### （２）情報開示が不十分である

上述のように、海洋放出されようとしているＡＬＰＳ処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質の総量は、公表すらされておらず、その安全性についての疑問は払拭されていない。

しかし、国や東京電力は、トリチウムが安全であることを前提とし、それへの誤解こそが問題とするかのように「風評被害」対策を強調して、その位置付けのもとに手続を進めようとしている。

だが、このような態度は誤りであり、安全性に対する問題点が指摘されていることからいえば、漁業関係者だけの問題ではなく、消費者等広く国民に関係することであり､さらに日本だけの問題でもなく、世界各国からも関心をもたれている。以上から、国と東京電力は、真に安全性（危険性）に向き合い、そのデータを開示して、広く国民に理解を求めるべきである。

### （３）漁業者や住民の声を計画に反映していない

小委報告が出る１年半ほど前、経産省は２０１８年（平成３０年）８月３０日、３１日に地元福島県の富岡町、郡山市と東京都で「説明会・公聴会」を開催し、公聴会では、公募で選ばれた意見陳述人が意見を述べたが、４４人中、４２人が明確に海洋放出に反対し、漁業関係者も反対を訴えた。多くの人がトリチウムの環境中への放出の危険性を訴え、タンクで長期陸上保管すべきと述べた。

しかし、これらの意見は、小委が出した２０２０年（令和２年）２月に海洋放出が現実的とする報告書には全く反映されていない。その後、経産省は公聴会を開催する代わりに自ら選んだ産業団体や自治体の代表からの「御意見を伺う場」を福島や東京で計７回開催したが、新型コロナの感染拡大を理由として傍聴者を入れず、テレビ会議によって、関係各省の副大臣が出席する中、事前に経産省から説明を受けている自治体の首長や各団体の代表が一人ずつ意見を言い、質疑もほとんど行われないという、形式的なものであった。こうした形式的な意見聴取の場でも、福島県漁連、福島県農業協同組合中央会等の地元の第一次産業の団体はいずれも反対したが、それは取り入れられなかった。

国や東京電力は、海洋放出という結論ありきで説明会を開き、海洋放出に反対する漁業者等、影響を受ける住民の意見を全く聞き入れないという態度をとっている。

## ５　結語

以上のとおり、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は、その安全性に疑問があり、非現実的な廃炉計画が前提となっていることや代替案の検討が尽くされていないことに照らすと、その必要性に根本的な疑問があると言わざるを得ない。

こうしたことから、漁業者等、影響を受ける住民や関係者の多くが処理水の海洋放出に反対の意見を述べているのは当然であって、国及び東京電力は、福島第一原発事故によって発生した汚染水等の処理に関し、海洋に放出する計画を撤回したうえで、あらためて海洋放出以外の方法について真摯に検討するなど、上記計画の根本的な見直しを行うべきである。

以　上

# 【 6 】福島原発事故賠償訴訟［報 告］

## [1] 原発賠償訴訟をめぐる大きなできごと

・2022 年になってから、裁判上の大きな出来事が二つありました。以下、「原発賠償訴訟京都原告団を支援する会」の Web サイトなどを参考にしています。

(1) 一つは、3 月 2 日に最高裁が生業(なりわい)訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟の 3 訴訟について、東電の上告不受理を決定し、その後 3 月 30 日、愛媛訴訟も賠償額が確定し、国の責任をめぐり上告審弁論が行われることになった。

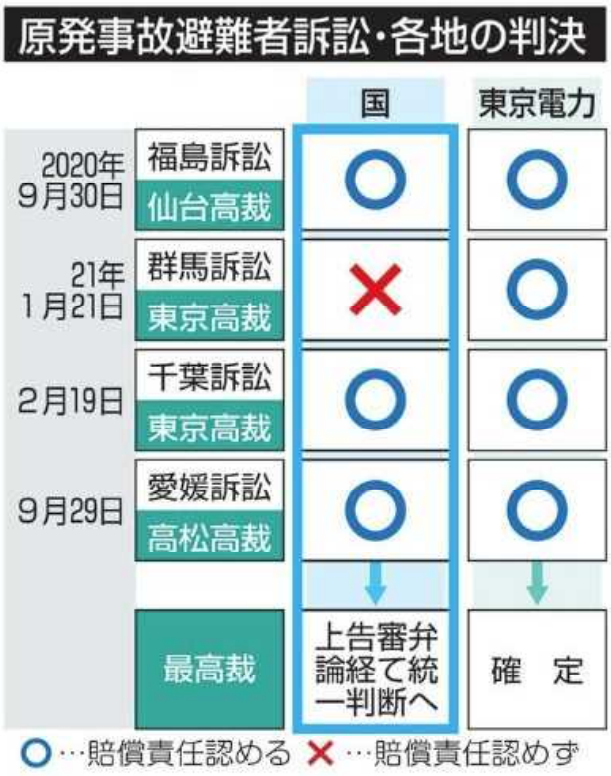


（共同通信 3/31 より）

・最高裁の判断は、①東電の上告受理申し立てを不受理とし、②国の責任に関しては、それぞれ口頭弁論期日を開くというもの。千葉訴訟が 4 月 15 日、群馬訴訟が 4 月 22 日、生業訴訟が 4 月 25 日、愛媛訴訟が 5 月 16 日。

・この決定により、東電の賠償支払義務は確定しましたが、これは賠償額に関しては最高裁は扱わないということであり、賠償額の低い区域外避難者への賠償額引き上げについては各訴訟で頑張るしかないということを意味します。

・国の責任については、4 ～ 5 月の口頭弁論を経て、6 月 17 日（金）に最終的な統一判断が示される（14：30 判決）。

(2) 二つ目には、1 月 27 日に原発事故で被ばくし小児甲状腺がんになった若者 6 人が東京電力に対して損害賠償を求め提訴したことです。6 人とも甲状腺の半分を摘出したが、うち 4 人は再発し、甲状腺全部を摘出したといいます。彼らは生涯ホルモン剤を飲み続けなければなりません。進学にも就職にも支障があり、結婚や出産にも不安を抱いています。大きな支援が求められます。

→【5】「３１１子ども甲状腺がん裁判」を全国で支援し、勝利しよう　特別決議文（案）

## [2] 原発賠償 京都訴訟、控訴審 …大阪高裁

・原発賠償京都訴訟は、2013/9/17 京都地裁に提訴。2017/9/29 結審。2018/3/15 京都地裁判決→大阪高裁に控訴。控訴審は、2018 年 12 月から始まっている。

・「バイバイ原発きょうと」では、2022 年も 3/12、原告団から支援要請のアピールを行った。

・**第14回口頭弁論**… 6/8（水）14：30 ～。原告の意見陳述。傍聴席の人数制限は解除される。なお、13：30、正面玄関付近集合。模擬法廷、期日終了後の報告集会は、対面とオンラインの併用で開催。

・**第15回口頭弁論**… 9/9（金）14：30 ～。

・「**公正な判決を求める署名**」は 3/12 大阪高裁に第 2 次署名を提出。その後も継続中。結審まで取り組み、期日ごとに大阪高裁に提出予定。署名用紙は「原発賠償訴訟京都原告団を支援する会」の Web サイトからダウンロードすることができる。

## [3] 全国の福島原発事故賠償訴訟

・福島原発事故に関する賠償訴訟は、全国で 34 件。その一覧は「福島原発事故賠償訴訟一覧」で検索できる。
http://nuclearpowerplant311.livedoor.blog/archives/cat_262959.html

【 MEMO 】

# もっと強い揺れが大飯原発を襲う

東京大学名誉教授　島崎邦彦

1.揺れはもっと強い

2.どうなっていたのか、規制委と裁判

3.大きな流れ、原発と自然

大飯原発差止訴訟。第10 回原告団総会
2022年6月4日13:50-14:50



## 揺れのもと（源）は、地下にある

断層のずれが揺れを起こす

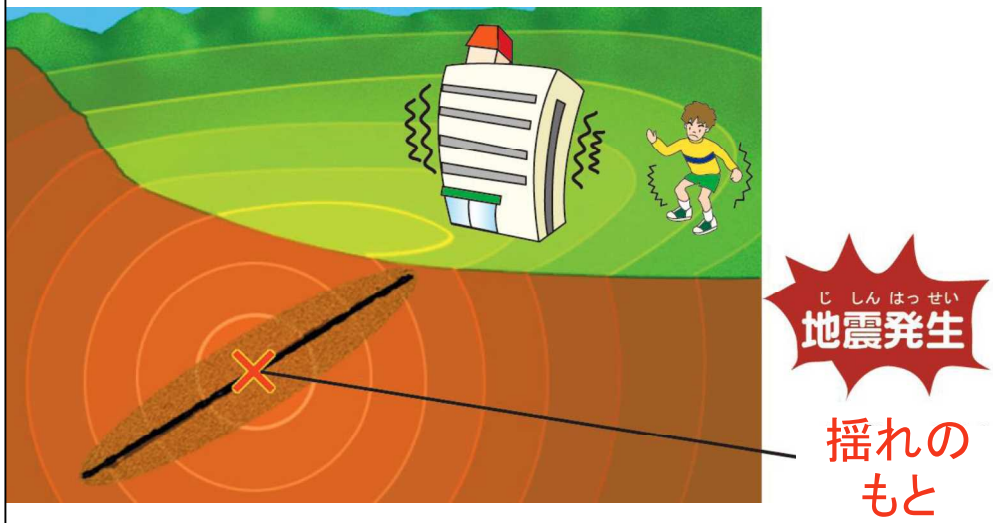


原図（文科省地震本部）
を一部変更



## どうして強い揺れとなるのか

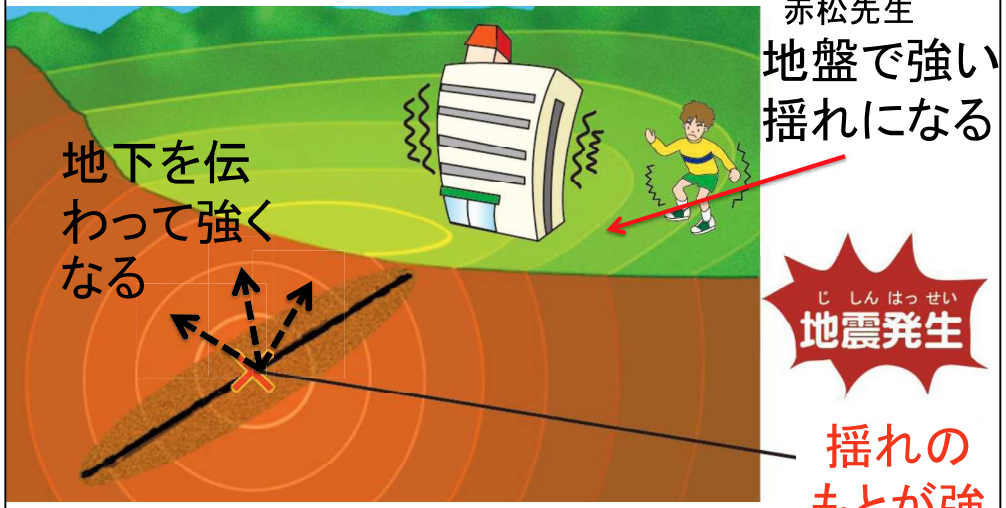


赤松先生
地盤で強い揺れになる

原図（文科省地震本部）
を一部変更



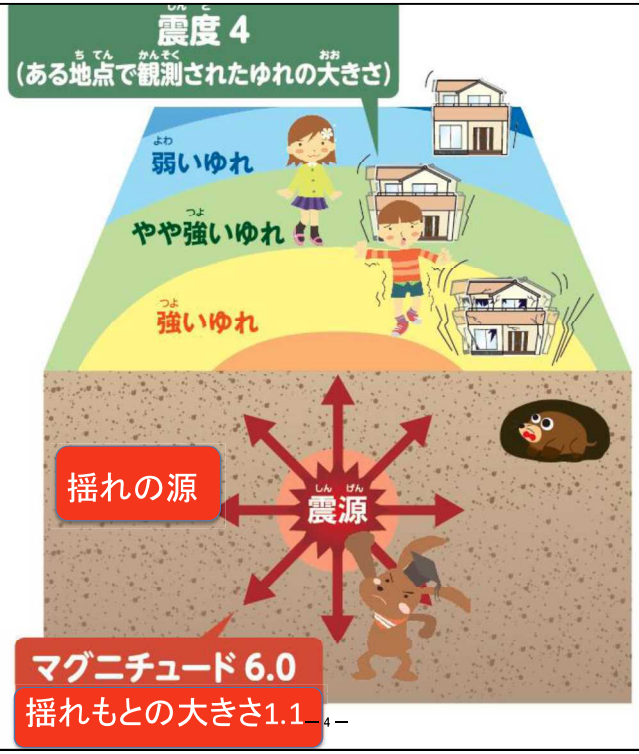


原図（文科省地震本部）を一部変更

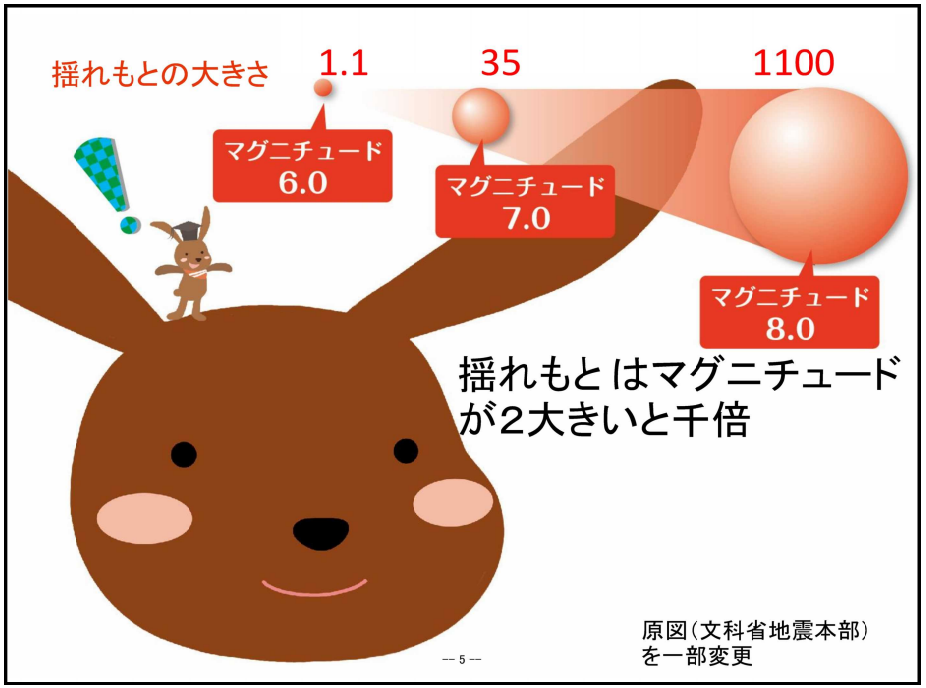


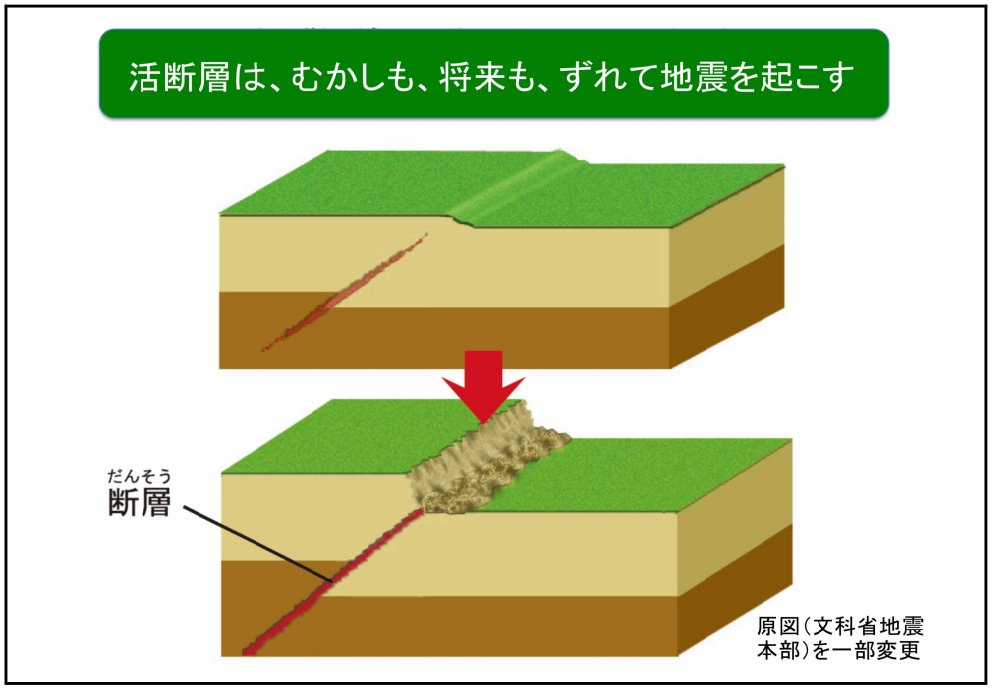


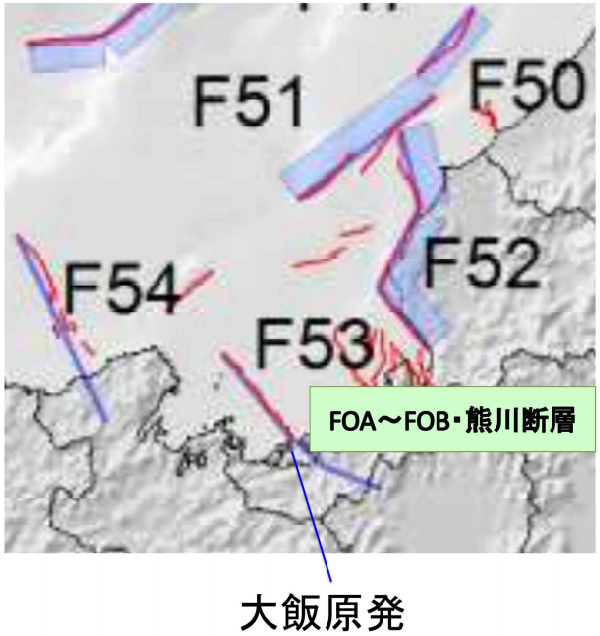


**大飯原発は、FOA～FOB・熊川断層の地震に備えなければならない**

日本海における大規模地震に関する調査検討会（2014）『海底断層ワーキンググループ報告書図表集』図50-4の一部に加筆

入倉・三宅式で、断層の面積から決めた揺れもとの大きさは、実際より小さい。実際は、もっと強い揺れに襲われる。

FO-A～FOB～熊川断層
地面に垂直な断層を寝かした形

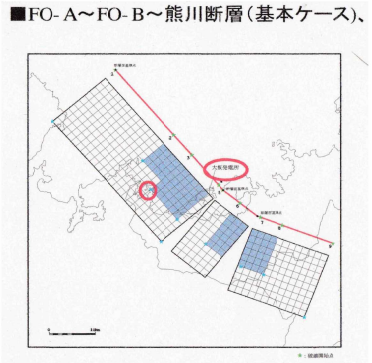


面積と揺れもと

FO-A～FOB
529.5km$^2$, 15.6

FO-A～FOB～熊川断層
951km$^2$, 50.3

原子力規制委員会規制基準適合性に係る第113回審査会合の関西電力資料より

| | 揺れもと | 断層面積 |
|---|---|---|
| FO-A～FO-B | 15.6 | 529.5 |
| 熊本地震 | 45.4 | 416.3 |

断層面積はほぼ同じなのに、揺れもとの大きさが、熊本地震の

３ぶんの１しかない。

専門用語で揺れのもとの大きさは、地震モーメントという。ここでは1018N/mを単位として数値をしめした。



| | 揺れのもと | 断層面積 |
|---|---|---|
| FO-A～FO-B～熊川 | 50.3 | 951 |
| 熊本地震 | 45.4 | 416.3 |

揺れのもと がほぼ同じなのに、面積は熊本地震の倍。面積を同じにすると、揺れもとは4ぶんの１。

入倉・三宅式では、面積の二乗が揺れのもとに比例する。

## どれくらい強い揺れだと、大変危険？

### 大飯原発のストレステストの結果

| 評価結果 | クリフエッジ | | 緊急安全対策の効果 |
|---|---|---|---|
| | 緊急安全対策後 | 緊急安全対策前 | |
| 燃料の冷却手段が確保できなくなる地震動と基準地震動Ss(700gal)との比較 | 約1.80倍(1260gal相当) | 約1.75倍(1225gal相当) | 約3%向上 |
| 対象となる機器 | 高電圧用開閉装置 | 原子炉補機冷却水ポンプ | |

上記は、基準地震動が700ガルの時のクリフエッジ、現在の基準地震動は856ガルなので、1.47倍で大変なことになる。規制庁の計算によると、1.8倍になる可能性がある。



## 2.どうなっていたのか、規制委

2013年12月　大阪府大名誉教授 長沢啓行先生の指摘

2014年3月　入倉・三宅式、院内集会で規制庁職員を追求

2013年10月　岡村眞、岡村行信両先生出席で大飯審査。

2014年1月　大飯、三連動（FoAから熊川まで）を認める。
基準地震動は700ガルから759ガルへ。

3月　大飯、断層から近いことを認め、856ガルへ。
九電川内（入倉・三宅式使わない）、審査優先。

5月　問題点は、揺れのもとが3分の1と応力降下量の頭打ちだと指摘。その後、提案なし。

9月　任期満了で退職

12月　856ガルのまま規制委了承

# どうなっていたのか、退職後

2014年　9月　任期満了で退職
活断層について調べ、活断層学会で発表
入倉・三宅式を使った日本海の最大クラス津波
（国交省）を調べ、西日本の津波はもっと大きい。
原発では津波の計算に入倉・三宅式は使わない。

2016年4月16日　熊本地震

大飯原発の地震動もっと大きいと

2016年6月2日　名古屋高裁金沢支部に陳述書を送付。



# どうなっていたのか、規制委と

2016年6月14日　規制庁から連絡
16日　委員長らと面談
20日　規制委、再計算決定
7月 13日　計算により、見直し不要
14日　納得していないと委員長へ抗議文
15日　記者会見
19日　再面談、再計算しない
27日　規制委、変更しないと決定

その後、地震本部強震動部会で議論されたが、結局変更されることなく、入倉・三宅式が使われている。



# どうなっていたのか、裁判

2014年5月　福井地裁、大飯運転差し止め判決

2017年4月24日　名古屋高裁金沢支部で証言

2018年7月　名古屋高裁金沢支部、福井地裁判決を取り消す

2017年12月　大飯運転差し止め仮処分申し立て

7月9日　大阪地裁で説明

2019年3月　大阪地裁運転差し止め仮処分申し立て却下



# 3.大きな流れ、原発と自然

岩波書店『科学』のウエッブサイト、「葬られた津波対策をたどって」
「3・11大津波の対策を邪魔した人々（仮題、執筆中）」の流れ

1993年7月　日本海の大地震、奥尻島被害

1997年3月　四省庁報告書、最大級津波

2002年2月　「津波評価技術」、電力が土木学会に研究委託した

2002年7月　地震本部、津波地震の長期評価

2011年3月2日　津波評価部会、入倉・三宅式で津波計算を提案

2011年3月11日　3・11大津波、東日本大震災

2014年9月　日本海最大クラスの津波想定（国交省）入倉・三宅式使用

2015年11月　活断層学会、最大級ではない西日本津波

2016年4月16日　熊本地震

**京都脱原発 原告団 弁護団**

〒 604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280　ヤサカ烏丸御所南ビル 4F
京都第一法律事務所 気付
Tel：075-211-4411　Fax：075-255-2507
Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com
（きょとだつげんぱつべんごだん）（「つ」は「tsu」、「ん」は「n」）

◆京都脱原発原告団（→ https://nonukes-kyoto.net/）
◆市民運動の紹介（→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=3255）
◆関西電力 闇歴史（→ https://nonukes-kyoto.net/?page_id=3307）
◆大飯原発差止京都訴訟 原告団長 竹本修三 報告集（→ http://web1.kcn.jp/ohigenpatsu/）